

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

大分国民年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母が地区の納税組合で父、母及び私の3人分を納付していたことを記憶している。

申立期間について、両親の記録が納付済みとなっているのに、私の記録が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、6か月と短期間である申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人と一緒に納付していたとする両親については、申立期間を含む、制度発足当初から60歳到達時までの国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているなど、申立人及び両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和41年11月に払い出されたことが確認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であるところ、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、母が地区の納税組合で父、母及び私の3人分を納付していた。」旨主張しており、国民年金被保険者名簿から確認できる申立人とその父親の国民年金保険料の納付日は、納付日が確認できない昭和45年度を除き、申立期間後の昭和42年4月から49年1月まで一致している上、それらの納付は、全て現年度納付であることが確認でき、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後である42年1月24日及び同年3月31日に現年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立人の母親が、申立人の父の国民年金保険料とともに

に、申立人の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を5万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から43年8月1日まで
私は、A社B事業所に18歳から60歳までの期間において勤務した。

申立期間の標準報酬月額について、A社から退職時に配布された「厚生年金（老齢年金）計算方法」の金額と異なっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「厚生年金（老齢年金）計算方法」（申立人に係る昭和26年10月から平成5年2月までの被保険者期間に係る標準報酬月額が記載されている資料）について、A社は、「当該資料は、当社本社が作成した申立人に係る年金被保険者台帳を基に当社B事業所が作成し、退職時に実施した『退職後の生活設計セミナー』で申立人に配布したものである。」と回答しており、当該資料において申立期間の標準報酬月額（5万6,000円）が、オンライン記録上の標準報酬月額（5万2,000円）を超えていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の申立人に係る賃金台帳等の資料が無いため詳細は不明であるが、当該資料に記載されている申立期間の標準報酬月額に基づく保険料を控除していたことを否定できない。」と回答している。

これらのことなどから総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、

標準報酬月額（5万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無く、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、「厚生年金（老齢年金）計算方法」で確認できる標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

大分国民年金 事案 768

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月及び平成 2 年 3 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月
② 平成 2 年 3 月から同年 5 月まで

私は、昭和 63 年 7 月の会社退職後すぐに、自分で国民健康保険の加入手続を行うとともに、国民年金への切替手続をして国民年金保険料を納付した。

それ以降も厚生年金保険との切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、申立期間①及び②は、当該期間前後の厚生年金保険の資格取得日及び喪失日が平成 5 年 12 月 8 日に追加処理されたことにより確定した国民年金の第 1 号被保険者期間であることが確認でき、申立期間①及び②当時は、国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間①及び②と同様に、平成 5 年 12 月 8 日時点で確定した国民年金の第 1 号被保険者期間である同年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料は同年 12 月 21 日に過年度納付、同年 8 月の国民年金保険料は同年 12 月 13 日に現年度納付されていることが申立人に係るオンライン記録から確認できるものの、申立期間①及び②については、当該追加処理が行われた時点において、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 769

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 60 年 9 月まで
私の国民年金は、親や地区の役員に勧められ、市役所で加入手続きを行った。
国民年金保険料は、地区で税金等と一緒に夫婦二人分を納付していた。
申立期間は妻が納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料は未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録によると、昭和 60 年 10 月以降に払い出されているものと推認でき、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金加入について、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者は、昭和 25 年度生まれの被保険者が連続していることが確認できることから、当該被保険者は、60 年度時点において 35 歳に達する被保険者であり、国民年金を受給するために必要な 300 月（25 年）の受給資格要件を満たすためには、同年度以降の保険料を完納する必要があることから、当該時点において、国民年金に未加入であった者に対して、加入勧奨が行われ、申立人についても、当該加入勧奨により加入したものと考えられる。

また、申立人は、「昭和 52 年から 53 年頃、市から国民年金保険料の未納があると言われ、まとめて 1 年分くらい納付した記憶がある。」と主張しているところ、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付等についての記憶が

曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 875

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 11 年 9 月 20 日まで
私は申立期間当時、A社の代表取締役であり、報酬は月額約 38 万円であったのに、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 9 万 8,000 円とされているのは納得できない。
申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 遡及訂正前の標準報酬月額に係る申立てについて

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 9 年 8 月から 10 年 6 月までは 15 万円、同年 7 月から 11 年 8 月までは 13 万 4,000 円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 11 年 9 月 20 日付けで、9 年 8 月まで遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本及び申立人の供述により、申立人は申立期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の変及訂正に係る関与を否定しているものの、「申立期間当時、数か月分の社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）に相談した。社会保険手続は社会保険労務士に任せていたが、提出する書類の事業主印は、私が押印していた。」旨を供述していることから判断すると、申立期間に係る平成 11 年 9 月 20 日の処理に関しても、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは認めることはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間において、A社における厚生年金保険の被保険者は申立人一人だけであることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立人は申立期間後に健康保険に任意継続加入していることが確認できるところ、減額訂正処理後の標準報酬月額である9万8,000円に見合う保険料額を納付していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 遡及訂正前の標準報酬月額を超える標準報酬月額に係る申立てについて

申立人は、遡及訂正される前の標準報酬月額を超える報酬（約38万円）を得ていたと主張しているものの、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料が控除されていたことが分かる資料を所持していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、前述のとおり、「社会保険手続は社会保険労務士に任せていたが、提出する書類の事業主印は、私が押印していた。」旨を供述しており、社会保険に係る事務に関与していなかったとは認められないことから、仮に、申立期間について、申立人の主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。